

令和5年1月20日開会

①

令和5年1月茨城県議会臨時会議案

茨 城 県

第1号議案

令和4年度 茨城県一般会計補正予算（第7号）

令和4年度茨城県一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36,677,716千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,360,913,073千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年1月20日提出

茨城県知事 大井川 和彦

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 企画開発費		11,176,012 ^{千円}	99,937 ^{千円}	11,275,949 ^{千円}
	1 企画費	8,372,543	10,219	8,382,762
	2 開発費	2,410,983	89,718	2,500,701
4 生活環境費		17,039,498	972,359	18,011,857
	2 防災費	1,496,559	376,500	1,873,059
	3 環境保全費	12,953,597	595,859	13,549,456
5 保健福祉費		308,041,501	5,349,656	313,391,157
	1 厚生総務費	115,026,030	858,182	115,884,212
	2 生活保護費	5,664,489	1,500	5,665,989
	3 児童福祉費	43,672,233	2,594,718	46,266,951
	4 障害福祉費	30,873,756	461,097	31,334,853
	6 医薬費	11,828,023	1,434,159	13,262,182
7 農林水産業費		44,361,442	5,222,723	49,584,165
	1 農業費	13,648,899	619,015	14,267,914
	2 畜産業費	3,878,740	451,173	4,329,913
	3 林業費	5,629,623	104,880	5,734,503
	4 水産業費	4,439,799	267,700	4,707,499
	5 農地費	16,764,381	3,779,955	20,544,336
8 商工費		165,337,412	836,000	166,173,412
	3 中小企業費	4,618,126	836,000	5,454,126
9 土木費		101,554,520	23,814,155	125,368,675
	2 道路橋梁費	61,531,934	5,956,376	67,488,310
	3 河川海岸費	20,046,418	15,063,183	35,109,601
	4 港湾費	5,968,943	2,687,262	8,656,205
	5 都市計画費	5,694,987	107,334	5,802,321

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前の額	補正額	計
4 生活環境費	3 環境保全費	原子力災害対策事業費	千円 -	千円 595,859	千円 595,859
7 農林水産業費			-	3,962,710	3,962,710
	1 農業費		-	289,295	289,295
		いばらきの産地パワーアップ 支援事業費	-	41,300	41,300
		農業経営対策事業費	-	247,995	247,995
	3 林業費		-	80,880	80,880
		国補造林事業費	-	50,000	50,000
		山地治山事業費	-	30,880	30,880
	4 水産業費	水産基盤ストック マネジメント事業費	-	95,700	95,700
	5 農地費		-	3,496,835	3,496,835
		基幹水利施設管理事業費	-	48,000	48,000
		国営造成施設管理体制 整備促進事業費	-	172,258	172,258
		県営かんがい排水事業費	-	248,015	248,015
		県営畑地帯総合 整備事業費	-	792,722	792,722
		経営体育成基盤 整備事業費	-	2,235,840	2,235,840
9 土木費			31,329,167	15,727,928	47,057,095
	2 道路橋梁費		24,958,004	4,281,376	29,239,380
		地方道路整備費	13,174,560	2,506,376	15,680,936
		地方道路整備費	5,633,889	1,775,000	7,408,889

報告第1号

地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

別記2件のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定に基づき、報告する。
原案承認されたい。

令和5年1月20日提出

茨城県知事 大井川 和彦

別記 1

和解について

鹿行農林事務所所属の普通貨物自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

個人

2 和解の内容

(1) 令和4年1月6日（木）午後4時55分頃、銚田市安塚880番地27地先市道上で発生した事故

(2) 事故の概要

鹿行農林事務所所属の職員が、普通貨物自動車を運転して出張途中、上記市道において、相手方の普通乗用自動車に衝突し、損害を与えた。

(3) 茨城県が支払う損害賠償額 1,899,802円

（注）上記賠償額は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和4年11月22日

茨城県知事 大井川 和彦

別記 2

令和 4 年度 茨城県一般会計補正予算（第 6 号）

令和 4 年度茨城県一般会計の補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,172,978千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,324,235,357千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分する。

令和 4 年 12 月 20 日

茨城県知事 大井川 和 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		228,936,487 ^{千円}	2,693,357 ^{千円}	231,629,844 ^{千円}
	1 国庫負担金	54,240,014	447,539	54,687,553
	2 国庫補助金	171,732,106	2,245,818	173,977,924
13 繰越金		7,467,779	479,621	7,947,400
	1 繰越金	7,467,779	479,621	7,947,400
歳入合計		1,321,062,379	3,172,978	1,324,235,357

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
7 農林水産業費		43,415,607 ^{千円}	945,835 ^{千円}	44,361,442 ^{千円}
	2 畜産業費	2,932,905	945,835	3,878,740
8 商工費		163,110,269	2,227,143	165,337,412
	4 観光物産費	2,930,791	2,227,143	5,157,934
歳出合計		1,321,062,379	3,172,978	1,324,235,357